

宇土市入札監視委員会 審議概要

|                      |     |  |       |
|----------------------|-----|--|-------|
| 開催日                  |     | 平成25年2月22日(金)  |       |
| 場所                   |     | 宇土市役所5階第1会議室   |       |
| 出席者                  | 委員会 | 村上 泰浩 委員長<br>上拂 耕生 委員<br>尾沢 安次郎 委員<br>伊藤 博士 委員<br>桑田 宏一 委員 |       |
|                      | 市   | 指名等審査会委員, 事務局(財政課契約管財係), 工事検査係                             |       |
| 審議対象期間               |     | 平成24年9月1日～平成25年1月31日                                       |       |
| 抽出案件                 |     | 133  | (備考)  |
| 一般競争入札               |     | 2  |       |
| 指名競争入札               |     | 131  |       |
| 1億円以上                |     | (0)  |       |
| 5千万円以上1億円未満          |     | (0)  |       |
| 1千万円以上5千万円未満         |     | (33)   |       |
| 5百万円以上1千万円未満         |     | (31)   |       |
| 3百万円以上5百万円未満         |     | (26)   |       |
| 3百万円未満               |     | (41)   |       |
| 随意契約                 |     | 0  |       |
| その他                  |     | 0  |       |
| 委員からの意見・質問, それに対する回答 |     | 意見・質問  | 回答    |
|                      |     | 次のとおり  | 次のとおり |
| 委員会による意見の具申の内容       |     | 次のとおり  |       |

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】  
質疑なし

2 指名停止措置について

【事務局より、期間内の指名停止措置について（指名停止案件なし）】  
質疑なし

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

|   | 件名  | 入札等方式       | 指名競争入札：指名業者選定理由  | 落札率<br>(%) |
|---|---|-------------|--|------------|
|   |   | 参加業者        | 条件付一般競争入札：参加資格設定理由   |            |
| 1 | 市民体育館耐震改修工事<br>(対象案件の中で最も契約金額の高い案件)             | 条件付<br>一般競争 | 資格審査会による入札参加資格について。<br>以下は基本的要件以外。<br>・熊本県内に、主たる営業所を有すること。<br>・経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。宇土市内業者は、850点以上であること。<br>・1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者及び建築一式工事に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者で、3ヶ月以上の雇用関係がある者を当該工事に専任で監理技術者又は主任技術者として配置できること。 | 86.00      |
| 2 | 平成24年度 境目団地<br>16-10号室内部改修工事(対象案件の中で最も落札率の高い案件) | 指名競争        | 「指名審査方針」による。<br>建築工事であり、市内の有資格業者より指名。<br>本工事と同種工事の実績を有する。  | 99.59      |
|   |   | 市内5社        |  |            |
| 3 | 第1期 鶴城中学校第2グラウンド防球ネット設置工事(対象案件の中で最も落札率の低い案件)    | 指名競争        | 指名審査方針による。<br>建設工事であり、市内の有資格業者より指名。<br>本工事と同種の工事实績を有する。  | 81.80      |
|   |   | 市内10社       |  |            |

質疑内容

|  |   |
|--|---|
| <p>①条件付一般競争入札の資格の中に暴力団排除条例の項目が追加されているが、いつからか。</p> <p>②前回の建築一式工事の際は市外 850 点、市内 A クラスだったが、市外 900 点、市内 850 点になっているが。</p> <p>③建築の B クラスは 5 社よりも多かったのでは。</p> <p>④辞退・棄権により応札したのは 2 社となっているが、もし 1 社になった場合はどうなるか。</p> <p>⑤辞退・棄権はいつわかるのか。</p> <p>⑥今回辞退が多いと思うが。</p> <p>⑦一度に複数の案件を落札している業者もいるようだが、もし従業員数などのキャパを超える件数落札して工事ができない場合はどうなるか。</p> <p>⑧手持ち 3 件以上だと指名しないということだが、今のままだと 3 件以上落札が可能では。</p> <p>⑨落札制限をおこなってはどうか。</p> <p>⑩制度とするのはなかなか難しいものがある。最低額で応札した業者が辞退するといった手続きが必要なのでは。どういう形にするのか難しいと思う。</p> | <p>①平成 24 年 4 月 1 日から施行されているため、今回の案件が最初である。</p> <p>②いつも同じ点数ということではない。毎回、工事の内容によって資格審査会で決めている。前回よりも内容的に難しいと判断し、前回より高い点数としている。</p> <p>③通常であれば A ランク業者も含めて 11 社の指名になるが、手持ち工事が 3 件以上又は 5,000 万円以上（指名を行わない）の業者が 6 社あったため。</p> <p>④入札を中止してやり直しとなる。</p> <p>⑤開札しないとわからない。</p> <p>⑥一度に発注する件数が多かったため、工事を選んだと考える。この案件で辞退した業者も同時に発注した別の工事に応札している。</p> <p>⑦理由がなく契約をしなかったとして指名停止処分となる。</p> <p>⑧今の制度では可能です。宇土市の場合、該当するランクのすべての業者を指名しているので、このような形になってしまう。</p> <p>⑨⑩<br/>市でも検討しているが、指名のルールではなく落札のルールの問題であり、入札制度の根幹にかかわることなのでもう少し検討したい。</p> |
|--|---|

(閉会)